

令和 7 年度 第 1 回北海道森林管理局保護林管理委員会
議事録

日時及び場所

令和 7 (2025) 年 11 月 19 日 (木) 13:30~15:30

北海道森林管理局 大会議室 (3 階)

発言者	内 容
1. 開会	
工藤経営計画官	<p>ただいまから「令和 7 年度第 1 回北海道森林管理局 保護林管理委員会」を開催させていただきます。</p> <p>本日は、ご多忙のところご出席いただき誠にありがとうございます。</p> <p>本日司会を務めさせていただきます、計画課の工藤と申します。よろしくお願ひいたします。</p> <p>＜配布資料確認＞</p> <p>次に本日の出席につきまして、お手元の資料の出席者名簿によりご確認いただきたいと思いますが、本日は、玉田委員、工藤委員が欠席となりましたのでご報告いたします。</p> <p>また、本年 4 月に林木育種センターの中田委員が東北育種場へ異動になり、中田委員の補完として、同じく林木育種センター北海道育種場の福田委員への交替がありましたので、ご紹介いたします。</p>
福田委員	林木育種センター福田です。よろしくお願ひいたします。
工藤経営計画官	それでは、開催に当たりまして、北海道森林管理局 関口局長よりご挨拶申し上げます。
2. 局長挨拶	
関口局長	<p>北海道森林管理局長 関口でございます。よろしくお願ひいたします。</p> <p>保護林管理委員の皆様方におかれましては、日頃より国有林の管理、運営につきましてご助言ご指導いただいておりますことに改めて感謝申し上げます。ありがとうございます。</p> <p>また、本日はお足元の悪い中、ご出席いただき、さらに、午前中の現地検討会にも多くの方々にご参加いただき、本当にありがとうございます。我々が現地に遅れるというようなことがございまして、開始が遅れ、全体的にスケジュールが後ろ倒しになってしまいました。大変申し訳ありませんでした。引き続きご協力のほどよろしくお願ひしたいと思います。</p> <p>今回の保護林管理委員会は、まさに午前中にご覧いただきました、石狩浜海岸林の保護林新設検討、それから保護林モニタリング調査についてご議論いただくという予定になっております。</p> <p>さらにその他の内容が盛り沢山となっております。それぞれ事務局から、効率的にご説明をしたいと思っておりますが、各委員の皆様におかれましては、様々な見地からそれぞれのご意見をいただければと思っておりますので、よろしくお願ひいたします。</p> <p>短時間ではございますけれども、皆さまのご意見を踏まえてという対応になると思いますので、よろしくお願ひしたいと思います</p>
3. 議事	
工藤経営計画官	ここからの議事進行につきましては、齊藤委員長に進めていただきたいと思います。どうぞよろしくお願ひします。
齊藤委員長	<p>森林総合研究所北海道支所の齊藤です。</p> <p>昨年に引き続き、今回も議事進行役を務めさせていただきます。スムーズな議事進行になりますよう皆様のご協力をよろしくお願ひいたします。</p> <p>本日は議事として 2 件、その他として報告事項が何件かございます。</p>

(1)石狩浜海岸林の保護林新設検討について	
齊藤委員長	午前中に視察してまいりました、石狩浜海岸林の保護林新設検討について、事務局より説明をお願いいたします。
工藤経営計画官	<p>＜資料2説明＞</p> <p>最後に、今後に向けて、今回の現地検討会の意見等を踏まえて、海岸林の生態系や生物群集の保全等、設定目的などを確認した中、局としても、さらに地域関係者等と調整を図り、海岸林周辺での国有林の活用状況や具体的な保護林の区域、範囲の精査を進めることをいたします。</p> <p>引き続き令和8年度以降も、保護林管理委員会において、この海岸林を生物群集保護林として、設定に向けた調整を進めてまいりますので、引き続きよろしくお願いします。説明は以上でございます。</p>
齊藤委員長	ただいまの説明につきまして、ご質問やご意見がありましたらお願いします。
渋谷委員	<p>大筋問題ないので、この方向で進めていただければと思いますが、今まであまりお話しにならなかったんですけど、風力発電の事業が進むことを仮定しますと、風車が立つヤードが0.35～0.4ha程度というふうに言われています。分かりやすく言うと、60m×60mから60m×70mぐらいの部分が敷地になるわけです。そしてそこは平坦になります。なので、結構大きい地形の改変がどうしても生じます。それが何基か建つようと、非常に大きい開発行為になってくるということがあります。</p> <p>今まで地形改変について言及してこなかったんですが、やはり無視はできない。</p> <p>今ご説明の中にもありましたけど、砂丘列が、結構数多くの残っていて、それがちゃんと保護されて残ってきた場所というのは、北海道では石狩しかないと思うのです。地形的な面でも非常に貴重なところであるということで、新設理由なり、どこかにその地形的なところ、地形の改変に関しても言及してもいいのかなと。あるいは砂丘地形が非常に良く保存されている貴重な場所であるということが明記されても良いのかなと思います。</p> <p>あと、事業が進むようと、おそらく既存の道路が拡幅される。大きいクレーンが入って工事しますので、資材搬入道路の拡幅がどうしても出てくるでしょう。そうなると、特にエゾアカヤマアリは、今の既存の道路と林分の淵のところにあるという生活の仕方になってますので、そこも非常に大きい問題になると思います。</p> <p>エゾアカヤマアリに関わることについては充分言及されていますので、いいのかなと思いますが、実際事業が本当に入ることになると、そこは本当に破壊されてしまう可能性が充分高い。事業の立て方、あるいは受け方に関しても充分に配慮しないと、せっかく、ここまで残してこれたものが、ほぼほぼ消滅するぐらいの可能性もあると思います。その点だけは工事とか建設に伴う点として、少し発言させていただきました。</p>
齊藤委員長	事務局の方で何かありますでしょうか。
寺村計画課長	<p>現地検討会の際も渋谷委員からそういうお話をいただいたところでです。</p> <p>その際に、管理方針書の現状と想定される影響等のところで、砂丘関係のことを、しっかりと書く必要があるなど考えたところでございます。</p> <p>私自身何度か調査してきている中で、やはりあの砂丘の風下側から森林が生じていますので、おそらくエビデンスがなくて、長年現場で働いてきた経験をいたしまして、おそらくあそこの風よけがなくなると後ろに一気に行ってしまうかなということがあるので、そちらの土質のところの書きぶりを考えていきたいと思います。なかなか私も苦労するかもしれませんので、個別に書きぶり等ご相談したいと思います。よろしくお願いいたします。</p>
齊藤委員長	他にご意見ありますでしょうか。
中村委員	<p>現地検討会には出席できなかったのですが、現地は申請段階で何回も見ていました。</p> <p>今回議論すべき内容として、この委員会として合意するかどうかというのが大事なんですね。そう考えていいですか。</p>
齊藤委員長	事務局、よろしいですか。
寺村計画課長	なるべくこの中身で、その生物多様性の重要性をしっかりと書き込みしてまいりたいと思っております。

中村委員	<p>多分、生物多様性の重要性は、みんな、ある程度の合意をしていて、大事な場所だと思っていて、むしろ渋谷委員がおっしゃったような、今後に対して風力発電がどういう形で、エリアの問題と繋がっていくのかというのが気になってるんですよ。心配してるというか。</p> <p>僕は風力を全然否定していないし自然再生エネルギーは大事だと思うのですが、本当にこの保護林の地域にやらなくちゃいけないものなのか、石狩浜はもっと長いですね。もしどうしてもやらなきゃいけない場合、もう少し違う場所、いわゆるアセスの回避・最小化・修復・代償とかの一連のプロセスをきちんと踏まえた方がいいんじゃないかな。もしどうしてもやるのなら。保護林は、とても重要なものだと思うので。</p> <p>もちろんアセスの規模からいうと 1 基とか小さい規模なのかもしれないですが、手続き上はアセスと同様な調査を入れてその影響評価をやると書いたほうがより良いのではないか。その時は回避という選択肢、つまり石狩浜は広いので、何もここでやらなくても他の場所で風力の代替ができるんじゃないとか、そういう議論も業者が考えるかもしれません。</p> <p>また、今後の影響で、民地の一部と書いてあるのですが、もう既に立っている民地の一部ということですか。そういう意味ですよね。</p> <p>それが、実際にカシワ林などに影響を与える可能性があるというのを、国有林ではないけど見していくという意味でとれますか、そういう意味ですか。</p>
寺村計画課長	ご指摘のところはそうです。そう書いておりまして、まさに今、渋谷委員とか中村委員がおっしゃったところ、ちょっと追加的に検討すべきかと考えております。
中村委員	ということは、この民地の状況を見て、国有林で行ったらどうなるかということを推定するというロジックですよね。
寺村計画課長	それもそうですし、今、先生がおっしゃったように、仮にそこでやる場合にどうなるかという感じなんです。それはまた別項で書いた方がいいかなと私は思ったんですが。
中村委員	<p>とりあえず、民地の一部というのはそういう意味ですよね。</p> <p>ということで、僕の提案はアセスと同様のプロセスを踏むというのが、一番みんなが心配せずに済むと思います。まあ、それでも実は心配ではありますけれども、どうしてもやらなくちゃいけないということになった場合は、そういう形があって、まずは保護林としての重要性は生物多様性ということを基本おいて、そこでまず評価して、仮にそういう問題が起こった時は影響評価をしたのち対応するというようなプロセスの方がいいように思います。</p>
齊藤委員長	事務局、何かありますか。
寺村計画課長	いただいたご意見を踏まえて、書きぶりなり対応方法を資料として、しっかりとまとめてまいりたいと思います。
齊藤委員長	他にございますでしょうか。
横山委員	<p>私も今年の 7 月に、あの場所を一度歩かせていただいて、エゾアカヤマアリがいるところを見てきました。</p> <p>資料にスーパーコロニーの存在というのが書いてありますけれども、スーパーコロニーであったのは、多分かつての時代の話であって、今それがどのぐらいの規模であるのかというの、私はよく分かっておりません。</p> <p>それがわかるのであれば、減少率のようなものを書きながら、最後に残ったスーパーコロニーの現在の生存している部分を護りたいということは、ぜひ書いておいていただきたいと思いますし、このコロニーがどこにできるのかっていうと、海岸植生とカシワ林の間に広がる林縁部で、巣の密度が非常に高い環境です。そして、2 つの植生ゾーンにまたがるところに、大きなコロニーができる。特に海側の背の低い草地とカシワ林の間のようなところ、カシワ林の中でも歩道だとか空間があるところには、きちんと巣が存在しています。</p> <p>かつて、内陸部、35 年前に見にきた時には、今日車を降りたところの入り口のあたりの両サイドにもたくさんコロニーがあったんですけども、それは 7 月に来た時にはなくなっていました。かつての内陸部の生息地が、道路になりなくなってしまった中で、今日歩いたところにあれだけ残っているという、その状態の記述が非常に重要だと思います。スーパーコロニーが、まだ残っている、2 つの植生ゾーンにまたがるところに彼らの高密度な営巣地ができるという、細かなアリについての記述を加えていただくことが、重要性の表現に役に立つので</p>

	はないかと思っています。
齊藤委員長	事務局、何かありますか。
工藤経営計画 官	<p>貴重なご意見、ありがとうございます。</p> <p>コロニーについても、その他添付資料でもこのような環境を有していると、属地的な部分の生息環境を書いておりましたけど、この設定理由の中においても、今、横山委員から助言いただいた部分を分かりやすく反映した中で、記載の方を進めて行きたいと思います。引き続き記載内容等について、共有させていただきながら進めます。</p>
齊藤委員長	<p>他にございますでしょうか。よろしいですか。</p> <p>それでは議事 1 につきましては、最初に地形の影響について、そしてどうしても風車を作る場合は他の地域の検討やアセスのプロセスなどについての指摘、アリのコロニーに関する記述をもう少し加えるという 3 点の指摘がございました。</p> <p>その意見を踏まえて、事務局の方は次回、資料の作成をお願いいたします。</p> <p>では、議事 1 を終了します。</p>

(2)保護林モニタリング調査について	
齊藤委員長	保護林モニタリング調査について、事務局より説明をお願いいたします。
鈴木生態系保全係長	<資料3説明>
齊藤委員長	ただいまの説明につきまして、ご質問やご意見がありましたらお願いいたします。
渋谷委員	お聞きしたいのですが、漁岳とクッチャロ湖ですがシカの食害が確認されているということで、それはそれでいいと思うんですけど、うろ覚えですが直径5cm以上の樹木がナンバリングされて個体識別して調査されていると思うのですが、下層植生とはどういう調査方法で何をチェックしているのでしょうか。
鈴木生態系保全係長	それにつきましては参考資料1の4をご覧下さい。図が載っていないのですが、円形のプロットを取るような形になっておりまして、その円形のプロットの中心から南北に向かい、帯状の調査区を設定し、その中に出現する草本植物の種および被度といいますか、割合といいますか、そのようなものを調査するのが下層植生調査になってなります。 実際調査をされていている環境指標生物からも補足があれば何かお願いします。
環境指標生物 河合	このマニュアルの中では、すごく狭いN区S区という約4m×6mの2箇所だけを調査する方法になってるんですけども、結局、下層植生への影響は、プロット内をすべて見て、その中で食害が酷いかどうかを、判定するようにしております。ですので一応全部は見てます。
渋谷委員	ちゃんと理解できていないような気がするんですけど、被度とか群度はこの資料の一番最後にありますが、これは普通のやり方かなと思います。 今、全体で見てるとかいう話があり、それで酷いかどうかをチェックされてるっていうことですが、その酷いという判定はどうやってするんですか。
環境指標生物 河合	私がクッチャロ湖の調査を行ったんですけども、その時は林床のミズバショウに食痕がないものがないような、そういうイメージだったので、食害があるというふうにしました。食痕が少しだと、そのような記録はしないようにしています。マニュアルの中に何パーセント以下に出てるとかっていうのは、一応決まりはあります。
渋谷委員	要は10年だったところを5年にするということなので、現在のその調査方法で5年ごとにやることによって、ちゃんと現状とその推移というのはチェックできるのかというところを確認したくて聞いてみました。 それで問題がないというなら良いのですが、この被害が非常に相当程度あり、調査の仕方をもう一度考え直した方が良いっていう場合は、検討を進めてもらえればと思います。
鈴木生態系保全係長	分かりました。貴重なご意見ありがとうございます。
齊藤委員長	他にございますでしょうか。
中村委員	今まで、私もこの委員会の中で、他の委員も含めて、経年的な変化を追った方がいいんじゃないかという意見が出ていたと思うので、それを今後データとして見せていただきたい。今までこういうシカの食害が多いと判断された時に、防鹿柵等のアクションを打った事例は結構あるものなんですか。それとも無いですか。
鈴木生態系保全係長	私の把握している限りでは、ここ数年はそういったアクションは取っていないところです。
中村委員	ここ数年ということは、その前だったらあるってことなのかな。 僕が心配するのは、モニタリングってずっとやってるだけで、結果的に、ああなっちゃいましたみたいな話にならないかなというのが怖い。やはり、ある閾値を超えた場合は、何らかの形でアクションを起こすというルール付けにしておかないと、モニタリングをする意味もなくなってくるので、そういうこう順応的に何らかの形でもう一度PDCAが回るように、考えていただきたいなと思いました。
寺村計画課長	ご意見、ありがとうございます。まさにPDCAサイクルのところで、こういったところがあれば、必要に応じて復元の措置が取れるという形で、我々の規定でも決めております。 その際には、保護林管理委員会で意見も聞くこととなっております。 今、2つ宿題をいただいたと思っております。1つはモニタリングをやったところの推移をし

	つかりと資料の中で見える化していくことと、もしされで措置が必要と判断された場合の措置の方法、それらについて、再度保護林管理委員会に意見聞くという形で、次回、今年度行ったモニタリングの結果も出てきますので、そういった観点をしっかりと踏まえて、次回の資料を整理してまいりたいと思います。
中村委員	ついでに、この資料 3-②の職員による現況調査というのは、この内容についてマニュアルにあるんですか。
鈴木生態系保全係長	マニュアルとして整備はしてはいないですけれども、それぞれ保護林を設定しているプロットに行く形にしております。現地に行って前回のモニタリング調査の野帳等ありますので、そちらの結果と比較しながら、大きな変化、例えば食害、鳥獣害が増えているとか、虫害があるとか、風倒木がかなりあるとか、そういうような保護林の状況の変化がないかを見る形にしております。またプロットのところで、モニタリングの際にも全天球カメラで写真を撮っておられますので、同じように全天球をカメラで写真を撮って、比較できるよう調査しているところです。
中村委員	だいたい想像したとおりでしたが、ここに書いてある職員による現況調査と森林概況調査の二つがあるということは、10 年目においても、この職員による現況調査部分というのは次の 10 年までやらないということですかね。
鈴木生態系保全係長	10 年間隔でモニタリングをやるとなっているところの、間の 5 年目に職員による現況調査を 1 回やるということです。
中村委員	ちょっと待ってください。資料の 10 年の森林概況調査というのは、これも 5 年の時にやることですか。
鈴木生態系保全係長	説明が不足したのですけど、黒枠の部分で行う調査というのは一部を除きまして、5 年後の令和 11 年にやる調査になります。
中村委員	ちょっと混乱してるんですけど、例えばこの表だと、調査周期が 5 年のものは 5 年に 1 回やるということだと思うのですが、10 年になっているものは 10 年ごとには何をやって、その間の 5 年には何をやるというのかを教えてください。
鈴木生態系保全係長	10 年となっているものは、基本的には 10 年ごとに委託事業によるモニタリングを行い、そして、そこから 10 年後にモニタリングだと期間が空き過ぎてしまうので、その間の 5 年目に職員の現況調査を行う。そのようなものが、基本的なモニタリングの資料に書いてある考え方でございます。
中村委員	ということは、No.15、16 などの「職員による現況調査」とある所は、たまたま今回 10 年に当たらなかったから、5 年にあたるから職員による現況調査になってるってことですね。
鈴木生態系保全係長	昨年のモニタリングの結果で何も影響等がなかったので、通常どおりにいければ次回は 10 年後にモニタリングを行うのですが、その間にあたる 5 年後の令和 11 年に職員による調査を行うとしたところです。
中村委員	では 10 年としたところはすべて、10 年毎のコンサルの方がしてくれる詳細な調査と、5 年に職員による概況調査をするというスキームですか。
鈴木生態系保全係長	基本的にはそういうスキームになります。
中村委員	資料を見ると 10 年と書いてあり、調査方法が横に「森林概況調査」と「職員の調査」と分かれているので、プロットによって違うことや、サイトによって違うことをやっているように見えるので、少し工夫した方が分かりやすいと思います。
鈴木生態系保全係長	分かりやすいように工夫させていただきたいと思います。
中村委員	職員による概況調査は、職員によって変わってしまうかもしれないで、今、口頭でおつしやったことをきちんと明記して、写真も撮るなどしておいたほうがいいと思います。
鈴木生態系保全係長	整理したいと思います。ありがとうございます。
齊藤委員長	他にご意見やご質問はございますか。
横山委員	10 年と 5 年の職員のチェックの方法は良いと思いますが、シカの食害について、九州森

	<p>林管理局は、日本の中でシカの食害が最も深刻な地域であり、全ての保護林が5年か1年といった短期間に調査しなければならない状況になっていて、シカの食害を5段階評価しています。</p> <p>いくつかの要素で評価基準があり、フローチャートになっていて、条件が満たされると、被害段階が1段階上がるような形になっています。5は下層植生が0で、末期状態というか末期状態のというか、そのような状態です。その中で段階2から段階3に上がるとか、段階3が4になるといった時に、対策の実行を検討するというフローチャートになっています。</p> <p>その対策は、植生保護柵の設置を中心ですけれども、北海道でもこのような5段階評価のようなものを、モニタリングの中にこの機会に組み込んで、シカの食害の段階が1段階上がったら、保護林管理委員会で対策を検討するなど、シカとの関係について、システムチックに対処できるようにしてはいかがかと思いました。</p> <p>その九州森林管理局の5段階評価のやり方については、資料を取っていただければいいと思いますし、私も自宅にそのマニュアルがありますので、提供することができます。</p>
齊藤委員長	事務局いかがでしょうか。
寺村計画課課長	<p>貴重なご意見ありがとうございます。</p> <p>早速、九州森林管理局の計画課に問い合わせて、北海道版といいましょうか、自然状況の違いなどもあるかもしれません。研究して、北海道版という形で、事務局の方でももませていただいて次回以降準備が整い次第、その考え方について意見を伺いたいと思います。</p>
環境指標生物 河合	<p>すみません。補足させてください。</p> <p>マニュアルに載っている詳細調査の時のエゾシカの影響簡易チェックシートで、それは既にございます。これをもとに食害があったかないかということを現地で判断はしております。</p> <p>ただ、このシートを報告書に添付しなければならないという仕様にはなってないので、入れても良いかもしれません。</p>
齊藤委員長	他にございませんか。
中村委員	<p>レブンアツモリソウについて教えてください。</p> <p>これ以外に草本を対象に生物群集保護林としてモニタリングを行っている例がいくつあるのか教えてください。</p> <p>それから、3ページの図を見ると礼文島の生物群集保護林というのはすごく広いですね。これが全てレブンアツモリソウの保全を考えたところと思っていいですか。</p>
鈴木生態系保全係長	<p>礼文島生物群集保護林を再編した時に3つの保護林が統合したものでございまして、もともとレブンアツモリソウが対象となっていた保護林というのは旧レブンアツモリソウ群生地保護林という1番上の部分でございます。</p> <p>今、保護林となっております南部の部分でも、レブンアツモリソウの生育自体はしておりますが、もともとのレブンアツモリソウに着目した保護林というのは、かなり小さい面積でして、4ページ目の青の部分は現状の保護林なのですが、写真に写っている一帯ぐらいは保護林に指定されていたという状況です。</p>
中村委員	では下の方の一帯は草本群落ではなくて何の保護林になっているんですか。
鈴木生態系保全係長	もともとは、礼文島の海岸植生といいますか、南西部の下層植生とか、もっと全体としての植生を保護していた保護林です。
中村委員	それは草本群落ですか。
鈴木生態系保全係長	草本群落も含む植物群落を保護対象としていたものです。
中村委員	全て。
鈴木生態系保全係長	そうです。
中村委員	少し気になるのは、今回はモニタリングの順番が回ってきたのは北部のレブンアツモリソウのところなのでこういった形でやっておくというのは理解できたのですが、南側については、その都度、ローテーションになった時にもう一度検討をするという意味ですか。
鈴木生態系保全係長	今回提案させていただいたものだと、南部のプロットが3つ残ると思うのですが、こここの部

全係長	分も礼文島生物群集保護林全体として、モニタリングは同じ年に行うようなことを考えています。
中村委員	それは、保護林のプロットでしか行わないということですか。
鈴木生態系保 全係長	はい。そうです。
中村委員	そのロジックが分からぬ。 レブンアツモリソウはこの黄色い菱形のところでたくさんやつて、南側について、そういうことをやらなくてよいという理由は何ですか。
鈴木生態系保 全係長	今回、ご提案させていただいたレブンアツモリソウの調査自体は、保護林モニタリングの業務で行っているものではなく、先ほどご説明させていただいた、保護増殖事業計画の関係で、宗谷森林管理署で毎年発注しているモニタリングの調査結果を活用させていただくというところになっております。
中村委員	それは回答になつていなくて、そもそも開花の場所がどんどんシフトしてしまうので、今回の提案は、現在の別のプロジェクトでやつてある植生調査プロットに代替しようということですね。 南の方の植生については、そういうことがないから、現状のままのプロット調査でOKということですか。
鈴木生態系保 全係長	今のところそのように考えております。
中村委員	でもそれは我々には分からぬですよね。 これを全体として提案しているとすれば、南の方の調査方法が今までと同じで適切かどうか、どのような種を保全しているかも分からぬ、ここの資料にはないから。 北だけを議論しているのなら良いですけれど、今の話だと今回の提案は全体だと伺つていて、そうだとすると、今回の会議の中では分からぬと僕は思うのですが。
鈴木生態系保 全係長	南側のプロットにつきましては、昨年度の調査では、特段の変化等は見られなかつたところとして、植生としては、ダケカンバの低木林ですとか、草地環境等もございますけども、ハイマツとかのような環境になつておつりまして、その部分は前回から特段変化がなかつたので、今回は、その部分に関しては今後も引き続き同様の調査で構わないと考えさせていただいたところです。
中村委員	先ほど僕が確認した時は、南の方は草本と言つたと思ったんだけど。
鈴木生態系保 全係長	草本の部分もありますし、ダケカンバとかの部分の環境もあるというところです。
中村委員	草本の環境が違う今ままのプロットで大丈夫だというエビデンスがどこにあるんですか。 この但し書きのところに【草本植物が保護対象となつてあるこれ以外の保護林】、「これ」というのは全体を含んでいると思うのですが、【モニタリング方法を今後見直していく考え方】と書いてあるので、南の方のデータの草本群落を指定しているのであれば、同時に見直して今まで通りでいいのか、また、新たにこの黄色プロットみたいな、たくさん撒いた方がいいのかとか、そういう提案があつてしかるべきではないですか。
鈴木生態系保 全係長	すみません。説明不足でした。 記載の「これ以外の保護林」というのは、礼文島生物群集保護林以外の保護林ということで記載させていただいていて、例えは日高の森林生態系保護地域とか別の保護林についても…
中村委員	それは分かりました。 僕の言つてることは、ここには北部のデータしかなくて、実は南部にも草本群落があるわけですよね。指定しているものが。それが、この資料には出つてないですね。 それを検討しなくてはならないのではないか。 なぜ北部だけを、レブンアツモリソウだけをやつてあるのですか。この文章と異なつてゐるのではないか。 委員長、そう思ひませんか。

齊藤委員長	事務局の説明としては、前回の調査で、それほど大きな変化がなかったので、ここの青い枠全体は、これまでと同じ調査方法で行うけれども、その中で、レブンアツモリソウのところだけ変えたいという説明だと思うんですけども、全体は同じで、ここだけ突出して変えるというのがちょっと分かりづらいということですね。
中村委員	今の齊藤委員長の話は、変化がなければ、草本であろうが、今まで通り継続することですか。
寺村計画課長	<p>改めて、ご説明足らずだった部分も、合わせて申し上げます。</p> <p>3 ページを見ていただくと、右側の地図で北側 2 箇所のプロットと南側 3 箇所のプロットがございまして、このうち上側 2 つのプロットについては、元々レブンアツモリソウを対象とした群生地保護林というところで、ずっとモニタリングをしていたところでございます。</p> <p>それ以外の下の 3 箇所は、レブンアツモリソウ以外の保護林だったところを統合してできたところでございまして、下の 2 つについては元々ハイマツなり、ダケカンバの森林群落となっていたところでございます。</p> <p>昨年、それぞれのモニタリングの報告をした際に、議論の中でこのレブンアツモリソウを対象としているところの 2 つのプロットにつきましては、対象が木本ではなく草本であって、毎年出現する場所が違うので、この固定プロットで必ずしも正確にその保全状況を把握できないのではないかという指摘があり、持ち帰った結果、この 3 ページで書いてありますとおり北側の 2 箇所については固定プロットではなく、保護増殖事業で行っている、更に多くのプロットと踏査を行って調査するよう、方針転換したいと申し上げたところです。</p> <p>また、4 ページのなお書きのところは、誤解を招く表現で申し訳ございませんでした。</p> <p>「これ以外の保護林」というのは、レブンアツモリソウ以外の北海道内の 100 以上の保護林の内、草本植物を保護対象としているものがいくつかございます。</p> <p>例えば、天狗岳のホテイアツモリソウなどの高山植物を保護対象としている保護林など、現時点で方針を整理しきれていない状況ですが、このような保護林については、モニタリング方法を検討し、森林管理局としてどのように対応していくか書かせていただいたところです。</p>
中村委員	<p>何で同じことを言わなくちゃいけないのかな。</p> <p>このレブンアツモリソウ以外に、礼文島生物群集保護林の中に草本群落にフォーカスを当てたものはあるのですかと聞いたところ、南側にあるとお答えいただいたので、それに対してのモニタリングはもう一度考え直すべきではないでしょうかと言ったのですが。</p> <p>何故答えが返ってこないのでしょう。</p>
寺村計画課長	<p>申し訳ございませんでした。</p> <p>この南側の 2 つのプロットについては、基本的に森林群落でございますので、従来通りのモニタリング方法にしてまいりたいと考えているところでございました。</p>
中村委員	それでは草本はないということですね。
寺村計画課長	はい。
中村委員	<p>じゃあ、最初に「ない」と言ってください。</p> <p>こんなに無駄な時間を費やす必要はないですから。</p>
齊藤委員長	それでは他にございますか。
渋谷委員	<p>4 ページのなお書きは不適切ですよ、明らかに。</p> <p>ここに書かれると、礼文島に関して何か書いているのだと皆さん思います。</p> <p>今の説明を聞いていると、礼文島以外で、草本群落が保護対象になっているという説明をされているので、ここに書くのはちょっとどうかと思います。分かりづらいですね。</p>
寺村計画課長	<p>承知しました。</p> <p>本来やるべきことではないかもしれませんのが、4 ページのなお書きの部分については移動という形で、例えば 2 ページのどこかで、このレブンアツモリソウの以外のところで今後検討していくという形で、少し書き直して公表したいと思いますが、よろしければそのように対応したいと思います。</p>
渋谷委員	分かりやすくしてください。

齊藤委員長	資料の内容が分かりづらいところがあり、質問で時間を持つてしまいました。 他に何かございますか。 では、時間も過ぎてましたので、2番目の議事はこれで終わりにしますが、もし他に足りないことがあれば、事務局の方に個別にご連絡ください。
-------	--

(3)その他 1.保護林内の貸付地の取り扱いについて	
齊藤委員長	保護林内の貸付地の取り扱いについて、事務局より説明をお願いいたします。
櫻庭計画課課長補佐	<資料4 説明>
齊藤委員長	ただいまの報告について、何かご意見ご質問等がございましたらお願いいたします。 特にございませんか。それでは終了いたします。

(3)その他 2.保護林におけるナラ枯被害対策について	
齊藤委員長	保護林におけるナラ枯被害対策について、事務局より説明をお願いします。
鈴木生態系保全係長	<資料5説明>
齊藤委員長	ただいまの説明につきまして、ご意見ご質問があればお願いします。
菊地委員	出していただいたデータの見方は分かるのですが、少し不親切かなと思うので、教えていただきたいのです。3ページで、昨年国有林での6本の被害木の確認があり、それを伐採しましたとあり、次に令和7年には保護林内での被害木は確認していないということで、保護林内で確認されなかったのは分かるのですが、国有林全体ではどのくらいの被害を把握しているのでしょうか教えてください。
鈴木生態系保全係長	国有林の中では、80本程度確認されております。
菊地委員	それらは伐採処理をしているのでしょうか。これからするのでしょうか。
鈴木生態系保全係長	これから行います。
菊地委員	あと、1点伺いたいのですが、事前説明の時には、未被害木の被害予防については伐採という対策が基本的で、薬剤注入については、まだあまり検討されていように聞いた気がするのですが、それで正しいでしょうか。 例えば厚沢部ミズナラ等遺伝資源希少個体群保護林なんかも今後、被害の可能性が高いということになった場合、大径木は伐っていく方向なのか、保護していくのが目的の老齢のミズナラ林ということであれば、薬剤注入の方法も検討した方がいいと思いますが、いかがでしょうか。
小林計画保全部長	私の方からご説明させていただきたいと思います。2ページに、北海道全体の方針というものが示されており、この中にも菊地委員がおっしゃるような、未被害木、右下の方の(3)の「被害予防」というところに、未被害木の伐採といったようなものがあり、若返りを促進するというようなことも選択肢としては示されております。 ただ、現時点では我々としては、被害木については早急に対処する必要がありますが、未被害木についてはどこまで伐採するのかについては、道庁や民有林の方々と、私たちの調整がまだ行えておりません。 例えば保護林内に大径木があって危険性が高いと判断されれば、薬剤の注入についてを今後検討していきたいと思っていますが、今のところはまだそういったところまでは判断できておりません。 ちなみに北海道において、特にミズナラについては資源として非常に重要なものと考えておりますので、未被害木の伐採という選択肢はありますので、今後そういったことに向けて、できることがあるのかについても今後検討していきたいと考えております。
齊藤委員長	他にございますでしょうか。
渋谷委員	お聞きしたいのですが、5ページはすでに決まっていることなので、「鳥獣・病害虫被害及び移入種対策として必要と認められる行為は行うことができるものとする」とありますが、行うんですよね。おそらく。 保護林の中でも被害が出た場合は、伐採燻蒸を行っていくということで、よろしいでしょうか。わかりました。 あと4ページの図ですが、厚沢部ミズナラ、ミズナラですから多分危険な箇所だと思います。 その他、ヒノキアスナロはあまり広葉樹がないので問題がないと思いますが、他の広葉樹の名前が付いている箇所は、クエルカス類はけっこうあるんだろうと思います。例えば、厚沢部だと檜山森林管理署が、ほぼ厚沢部、正確にいうと厚沢部ではないかもしれません、9月、10月に上から見るだけではなく、それ以外の時期にも、特に根元に木くずが枯れる前にも出てくるらしいので、アクセスがしやすいところは管理署の職員の皆さんに無理のない範囲

	で、できるだけ巡回してもらうことが、早期発見のために必要かと思うのですが、いかがでしょうか。
寺村計画課長	<p>おっしゃっていただいたとおり、厚沢部の保護林につきましては、まさに、檜山森林管理署の国道を挟んで向かいにあるところですので、署もかなり危機感をもって見ているものと考えております。</p> <p>担当であります保全課を中心に、10月に集中的に全体を調査したところでございます。さらに文献とか過去のモニタリング調査を見てますと、南側の福島町、知内町のところの保護林については、標高も低くかなりリスキーとなっていますし、根川、江差町につきましては今のところ被害がないですけれども標高が低くて海にも近く温暖なため、密度は高くないものの、胸高直径1m程度のミズナラがそれなりにありますので、このような場所を集中的にみていく必要があると考えています。</p> <p>調査する時期も、ミズナラは葉が落ちにくいので、10月に冬ではなく夏初めの頃に見なければいけないと考えております。そういったところ、関係課と連携しながら調査の体制を組んでまいりたいと考えております。</p>
渋谷委員	<p>そのようにしていただければと思います。</p> <p>あと、(私が聞くのは私自身が恥ずかしいんですけど)コナラはたしか被害に遭うはずなんんですけど、カシワは、どうなんですかね。</p> <p>ちょっと私も不勉強で、知らないんですけど、十勝の方とかは、昔は多かったですから、渡島半島を出ると、かなり早く伝播するんじゃないかなとは思うんですが、情報、ご存知ないですか。</p>
寺村計画課長	<p>情報はないのですが、カシノナガキクイムシを傾向をみて感じるのは、やはり大径木に入りたがる傾向にあり、ミズナラの大径木がもつとも虫が入るのかなと、ただ、周りに大径木がないと細い木に入るというのが、経験上感じるところでございます。</p> <p>ただ、カシワには入っているところを見たことはないのですが、今後の宿題として少し調べさせていただければと思います。</p>
小林計画保全部長	私もナラ枯れ対策の会議に出ておりますが、ナラ類というものが十分注意が必要だと言われており、ナラ類といった中に、ミズナラ、コナラ、カシワというふうに明示されておりましたので、十分注意をしていく必要があると思っております。
渋谷委員	<p>あと1点だけ、先ほどの未被害木伐採について少し言及されていまして、中々判断が難しいというお話をしたけど、私自身は未被害木を先行して伐採するのは、それでいいと個人的には思ってます。</p> <p>ただ、その場合も伐採後の更新の手立てというものをできるだけセットにして、今も樹群択伐みたいな事業をされてますけども、ああいうところがヒントになると思います。そういうことも、ぜひセットで考えていただければと思います。ご検討お願いします。</p>
齊藤委員長	<p>私から1点よろしいでしょうか。</p> <p>資料2ページ目に、民有林を対象とした北海道の方針が書かれていて、3ページ以降に国有林あるいは保護林についての方針が書かれていますけれども、これはやはり国有林、民有林というのは、人為的な境界などで総合的に防御するには、何かお互いにその辺を協力し合いながらやらないといけないんですけども、北海道との協力関係について説明ございますか。</p>
小林計画保全部長	民有林の方がナラ枯れ被害が早かったですが、道庁の方が、ナラ枯れ被害の対応方針というものを作るのが先行しており、その後国有林においても被害が発生したりということもございまして、連絡調整会議というものには国有林も加わり、調査あるいは、被害の対策といったものは、連携をして取り込むというようなことになっております。
齊藤委員長	<p>ありがとうございます。国有林、民有林、協同して防除にあたっているということですね。</p> <p>他にございますか。よろしいですか。</p> <p>それでは、2つ目の報告は以上となります。</p>

(3)その他 3.知床森林生態系保護地域内における携帯基地局整備を巡る状況	
齊藤委員長	その他 3 知床森林生態系保護地域内における携帯基地局整備を巡る状況について、事務局より説明をお願いいたします。
寺村計画課長	<p><資料説明>画面投影のみ</p> <p>今後において更なる動きがあった場合は、必要に応じて保護林管理委員会に情報を提供させていただきます。</p>
齊藤委員長	ただいまの報告につきましてご意見、ご質問がございますか。
中村委員	<p>2 ページ目を見せていただけますか。</p> <p>知床世界自然遺産地域の科学委員会の委員長もやっていて、この保護林の委員もやっているのですが、このプロセスが良かったのかということ、今後同様の問題が起こった時にどうすればいいかを悩んでいます。保護林委員会に、意見を聴取してきたところという話だったんですけど、実はこれ、環境省側の科学委員会、知床の世界遺産の科学委員会に対しても報告だったんですよ。</p> <p>ここでも確かに報告だったと記憶しているのですよね。</p> <p>本当に報告でよかったんだろうか。</p> <p>実は、科学委員会については、私は「報告として受け取ったのは、委員長としての間違いだった」とマスメディアに対して言ったんですよね。今でもそう思っています。やはり議題にすべきだったと。</p> <p>今回の保護林についても、きちんと議題にすべきだと思うのですが、その辺はどうですか。</p>
齊藤委員長	事務局いかがでしょうか。
寺村計画課長	<p>保護林としての取り扱いと通知をそのまま読み上げますと、管理に変更があった場合は保護林管理委員会に意見を聴取するという形となっております。</p> <p>実は、報告と意見聴取を当時は二段構えでやっておりまして、実際の土地を改変する、貸し付けるところにつきまして、保護林の小委員会の方で意見を伺いたいという形で対応したいという説明をしていたと記憶しております。そのところで、それまでの段階でこういう動きがありますという報告を出していたという形がありました。</p> <p>反省すべきところで申し上げますと、色々な所から、早く早くとせつつかれている中で、我々も相当あせっていたなというところが反省でございます。やはり事業者さんからこういう取り組みでやりたいというところの具体的な図面とか、構想が出た段階で、しっかり保護林管理委員会に意見を聞くべきだったというところは反省しているところでございます。</p>
中村委員	特別保護地域の中にある一番規制の強い保護林だったと思うので、それを小委員会レベルでやるものもありよくないと思いますし、保護林を解除するのが妥当かどうかは、最終的には我々が決められる立場ではなく、森林管理局に助言する立場だと思うのですが、議題として取り上げずに、皆が心配していることについて、公益的な利益に準ずるものとして、森林管理局としては受け入れたような状態で話が進んだような気がしているので、事実関係を確かめていただいて、やはりこのような大きな問題については、小委員会に任せのではなく、この保護林委員会できちんと議論を行い、森林管理局に助言するというプロセスを踏んでいただきたいと思います。
寺村計画課長	おっしゃるとおりだと思っております。この知床については、こういうことはしばらくないと信じたいですけれども、こういった地元の声等が出てきた場合は、しっかり情報を集めて整理した上で保護林管理委員会に十分な時間をもってご意見を伺うように進めたいと思っております。
齊藤委員長	よろしいですか。他にございますか。
横山委員	保護林の改変に関わる案件なので、私もこれは議題にすべきだと思います。
	一つ疑問なのは、この資料が投影されるもののみなのですが、なぜ配られないのでしょうか。世の中にも発表され新聞記事にもなっている内容しか書いていないのに、なぜこの資料を秘密にしなければいけないのでしょう。おかしいと感じるのですが、どうしてなのでしょう。
寺村計画課長	最後のページのところですけれども、この最後の 2 のところについて、確かに新聞上にしているところでございましたが、森林管理局の判断といたしましては、事業者が文字で公表し

	たものではなく、口頭で発表されたという形がありましたので、営利に関わるところもございまして、行政官庁であります森林管理局としては、ウェブ等で掲載するのには憚れるというところで今回は投影という対応とさせていただきました。
齊藤委員長	よろしいですか。
横山委員	あまりよろしくないです。 この書類に、整備を中断すると口頭で発表されたと書けばいいだけの話であって、作成者が事業者であるかのような書き方をしているから、配れなくなってしまうのではないかと感じるので、いかがでしょう。
寺村計画課長	我々としても、公表したくないというより憚られるという、後ろ向きな感情があるので、そういう扱いしていた部分がございます。 局長の様子ですと、多分少し修正すれば大丈夫かなという気もしますので、ちょっと相談します。
関口局長	私もどこまでが秘密情報なのか分かっていなくて、申し訳ありませんでした。 今の話でいけば、まさに横山委員のおっしゃる2のところだけ口頭で説明するということにして、資料を配布すれば良かったのかなと思います。書き方も色々あると思います。 もしこれが公表できるような形にできるのであれば、修正等を考えてまたご相談させていただければと思います。
齊藤委員長	よろしいでしょうか。他にございませんか。 それでは、3つ目の報告は以上で終了いたします。

(3)その他 4.若松トドマツ希少個体群保護林に近接する風力発電の計画について	
齊藤委員長	その他 4 横山委員より若松トドマツ希少個体群保護林に近接する風力発電の計画についてという報告がございますので横山委員より報告をお願いいたします。
横山委員	<p>若松トドマツ希少個体群保護林に関して、近接地に計画されている風力発電について、このような状況になっているので、事業者と協議するべきと管理局に提案をしました。</p> <p>1 ページ目は、森林管理局に作っていただいた資料ですが、今金町とせたな町の間に、若松トドマツ希少個体群保護林があります。</p> <p>この町の境に 19 基のタワーを立てて発電する計画です。</p> <p>2 ページ目になります。</p> <p>東京の日本自然保護協会が今年の 10 月に、今金せたな風力電事業、事業者はエネオスの子会社ですが、ここが環境アセスメント準備書を縦覧されたということで、確認したところ、その中にこの保護林との関係が書いてありました。自然保護協会では、今、日本中で行われている風力発電事業を片っ端からチェックしています。</p> <p>3 ページ目になります。</p> <p>この 2 つの図面は自然保護協会が作ったもので、まず、左側の図を見ていただいて、上から紫色の線で区切られているところが、若松トドマツ希少個体群保護林です。そして、北の方からずっと 19 基のタワーが計画され、その一番南側、左の図中央の少し右下の赤い丸印が風力発電機のタワーの場所です。</p> <p>その外側に、点線で書いてあるのがブレードの旋回範囲です。</p> <p>タワーと保護林との距離は、一番近いところがわずか 80m。ブレードは 20m もないかもしれませんということで、この保護林にあまりにも近い。</p> <p>この間隔であるのに、準備書に何と書いてあるかというと、「保護林との離隔を確保した」、保護林から十分離したので問題はないだろう、というような書かれ方がしてありました。</p> <p>自然保護協会としては、これは保護林にあまりにも近すぎ、微気象等に影響を及ぼす可能性がある等のことから、このタワーは作るべきではないと意見書では述べています。</p> <p>左の図の赤丸の周りに、排水方向と、4 つ 5 つ、青く小さな字が書いてありますが、これを保護林の方から見ると、右の図のようになります。</p> <p>そして、左上のタワーの中心が×印になっていて、そこに、これから工事をしたり、タワーが建ったとすると、タワーの周辺に降った水が集められ、濁水であったり、汚水であったり、色々なタイプの水が流れますが、その排水方向がこの保護林の境界よりも、この図でいうと、右側に沢が伸びていて、その沢の源頭部は保護林に入っていないので、このタワーから排水された水が、全部保護林の中に流れ込むという計画になっているということがわかりました。</p> <p>このタワーとブレードは、若干保護林から外れてはいるものの、このタワーから流れだす水が全部保護林に入ってるというこの状況は、この保護林を質的に変貌させる非常に大きな要因ではないかと危惧されます。</p> <p>そして、この排水を全部保護林の中に流すということは、準備書に一言も書いてありません。このことについて管理局から事業者に申し入れをして、このタワーの建設について別な方法を考えていただく要望を出すべきと提言をしたところです。</p> <p>その後、どのような状況になっているのかについては、計画課から説明をしていただきたいと思います。</p>
齊藤委員長	計画課の方から説明をお願いします。
寺村計画課長	<p>10 月に横山委員から、この件について申し出があり、保護林委員会で取り上げるべきとの話をいただきました。</p> <p>その前に森林管理局として近隣地の取り扱いについて、法的なご説明をした上で、どのような根拠に基づいて申し入れをしたのかといった流れについて、説明したいと思います。</p> <p>当然ながらの国有林に隣接する土地の取り扱いでございますけれども、一般的にはそれぞれ、憲法で基づく経済活動の自由とか、財産権の保障があるというところで、一般論としては、近隣する土地の利用に対して意見を述べる立場ではなく、そういったところの活動に關係する法律にもとづいて、所管する省庁、地方公共団体が適正に規制されるべきも</p>

	<p>のと思います。</p> <p>しかしながら、その一方で森林管理局というのは、国有林という土地の民法上の土地所有者ですので、その土地の財産権に基づく施設管理の一般管理権として、その土地に何らかの影響を与えること、その結果、原状回復のための措置が必要となるような近隣での行為については、判断できる根拠を提示した上で、当該業者に何らかの働きかけができるのではないかというような考え方方に立ちまして、いただいた意見書をもとに、対応を考えたところでございます。</p> <p>横山委員のお話を受けまして、11月5日に、ここの国有林を所管する渡島森林管理署が、事業者に対して、日本自然保護協会からの意見書への対応を含め、事業の検討状況について聴取いたしました。</p> <p>聴取した根拠は、先ほど申し上げた意見にあるとおり、排水溝による水の影響や、その上側での吹付工に起因する外来種子の混入、こういったところが保護林の管理に多くの影響を与える可能性が合理的に危惧されるというところを踏まえての対応としております。</p> <p>事業者からは、口頭で説明を受けておりまして、一つは、この発電施設については、現在、道路を挟んだ反対側に移動することを検討しているということ。もう一つについては、排水溝について土砂が国有林内に流れ込まないように、もしくは排水溝に限らず、横で土捨場的な盛土が予定されているようですが、それも国有林に向かないように検討を進めたいという説明を受けたところでございます。</p> <p>渡島森林管理署からは、特に、この土砂排水溝の流れについては、国有林の保護林に向かうことのないようご検討いただきたいとの申し入れをしている、と聞いているところでございます。</p> <p>現在、事業者が、事業の再検討されているものと理解しておりますが、その後、まだ宿題返しをいただいているところで、予断を持って判断できないところもございますけれども、先方の再検討の結果を踏まえて、我々としても保護林の価値を維持するために適切に対応してまいりたいと考えております。</p>
齊藤委員長	整理しますと、横山委員からの提案に対して、事務局の方で規則とか重要性とかを鑑みながら、事業者に申し入れを行い、その申し入れに対して反応を待っているという段階ですね。
寺村計画課長	そうですね。 国有林としてもこの排水というのは多大な影響がありうるということで、自然保護協会の意見書を踏まえて、再検討の余地があるのかとか、排水をどのように考えているのかというところを、11月5日に面会して事情を聴取したというところでございます。
齊藤委員長	ただいまのお二方の説明につきましてご意見、ご質問ありますでしょうか
渋谷委員	ここで言るのは適切ではないかもしれません、私は北海道の環境影響評価審議会の委員をしております。この件について10月下旬に視察しました。その時の説明では、位置を道路の反対側に移すという説明は一切ありませんでした。 この予定地は実は一度造成されているところで、裸地になっていて1枚の斜面なので、切り盛りすればそこで平坦な土地は作れそうなところでした。 その時に、水の処理をどうするんだと、私が現地で事業者に確認しましたところ、 <u>国有林側ではなくて民地側に処理しますと明確に答えていましたが※</u> 、今回の自然保護協会の意見書では、違うふうにも読み取れる部分もあるということで、しっかりと管理局として確認していただきたい。道路の反対側は森林なので、そちらに持っていく方がかえって大変だと思います。事業者がそうするというのなら、いいと思いますが、いずれにしても、左側の図の右下の部分が変じないです。あそこは国土交通省が何か土地の造成をしていて、そこに舗装道路があるんですけど、その横がもう大きな沢のように削られているような場所になっていて、そこも含めて、下の方に土捨場と書いてあるのは民有林なんんですけど、所有者と協議しながら、土捨場と水の処理、そこは完全に大きな溝が削られているので、どうするんですかと聞いたんですけども、それは今後考えますと言っていましたけれどもね。 私個人としては、ここをやめられるなら、やめてほしいと思いますが、事業者としては、1回

	<p>開発された裸地状になっているところなので、事業としてはやりやすい場所だと思います。</p> <p>個人的には反対側に持つていってくれのが 1 番いいかなと思いますが、そうすると排水が近くの大きな沢に流れるんだろうと思うので、それはそれでまたどうなんだろう、と思います。</p> <p>ただ、アセスの手続きとしては、準備書で最終フェーズなんですよね。これが通ってしまうとあとは経産省に上がってということになるので、まだ準備書の審議会が 2 度ほどあると思いますので、私の方でも注意しながらしっかりと進めていきたい。</p> <p>ここでいうことではない気がするのですが、そういうふうに思います。</p> <p>一応、審議会には出しませんけれど、自然保護協会からこういう意見が挙がったことは、充分意識しながらやっていきたいと思います。管理局の皆さんには、適切に対応していただいて、こういう懸念がありますから、出来るだけ解消できるような方法で対応していただければと思います。</p> <p>※【後日、渋谷委員から以下のとおり議事録修正の申し出があった】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・先月私が現地視察した時の業者とのやり取りについて、道庁の審議会関係者に改めて確認したところ、自然保護協会の指摘が正しく、風車ヤードからの排水は保護林へ排水される計画のようです。現地での業者とのやり取りは、話の内容の限定がきちんとできておらず不正確だったようでしたので、その旨発言を修正します。 ・私個人の意見として、トドマツは、土壌湿度が高い環境に弱い(腐朽が増える)樹種と想いますし、汚濁を含んだ排水が保護林へ流入するのは不適切ですので、排水の処理の再検討、あるいは風車設置位置の再検討を求めたいと思います。
齊藤委員長	<p>渋谷委員、情報ありがとうございました。それも踏まえて、この案件についてご意見、ご質問ございますか。</p> <p>それでは、この案件はこれで終了したいと思います。</p> <p>これで、議題 3 の 3 つの報告と 1 つの提案について、色々ご意見も出ましたし、これは審議すべきだという意見もあり、資料ももっと出してほしいというご意見もございましたので、そういういた意見も踏まえて、事務局の今後のご対応をよろしくお願ひいたします。</p>
横山委員	<p>1 点だけいいですか。</p> <p>先ほどのモニタリングの話で、この参考資料①の中にモニタリングマニュアルが入っていますが、先ほど出た草本の種の保護を目的としたり、野生動物の生息環境の保護を目的とした保護林に対して、どういうモニタリングをすべきかということが、この中にはほとんど書いてありません。</p> <p>このモニタリングマニュアルが改定されてから、ずいぶん時間がたつと思うので、林野庁の本庁に、このモニタリングマニュアルをもう一度再改定して、特定の種の保護や生息地の保護を目的とする保護林に対するモニタリングはこうあるべきだということを書き加えることを希望されたらどうかと思います。</p> <p>局の方で、ぜひ考える機会を作っていただけるとありがたいと思います。</p>
齊藤委員長	<p>横山委員からの要望して欲しいという提案が追加されましたけれども、それも含めて今後の対応を検討していただくようお願いいたします。</p> <p>それでは予定された議題は全て終了いたしました。なお、本日、十分にご発言いただけなかった委員につきましては、ご意見等がありましたら、後日、事務局まで伝えていただくよう、お願いいたします。ご協力ありがとうございました。それでは事務局にお返します。</p>

4. 閉会	
工藤 経営計画官	<p>齋藤委員長、議事の円滑な運営をありがとうございました。</p> <p>また、委員の皆様には貴重なご意見やご助言等をいただき感謝いたします。</p> <p>それでは閉会に当たりまして、計画保全部長小林から挨拶いたします。</p>
小林計画保全部長	<p>本日は、朝から雪の中で大変長いお時間をいただきまして、ありがとうございました。</p> <p>本日は、石狩浜海岸林の保護林新設の検討について、様々なご意見をいただきましたので、再度整理をさせていただいて、また引き続き提案をまとめていきたいと考えているところでございます。</p> <p>それから、モニタリングですか、具体的にはニカリウス辺りの取り扱いなどについても様々なご提案をいただいたところでございます。様々なご意見につきましても、しっかりと噛み砕いて対応できるところはしっかりと対応するといったようなことで、今後ともこの保護林委員会を円滑に進められるよう取り組んでまいりたいと思っております。</p> <p>今後とも、引き続きよろしくお願ひいたします。</p> <p>本日は長時間、どうもありがとうございました。</p>
工藤 経営計画官	<p>以上をもちまして、令和7年度第1回北海道森林管理局保護林管理委員会を終了させていただきます。</p> <p>なお、第2回の保護林管理委員会は、事前の日程調整により令和8年3月3日、火曜日に開催予定としております。</p> <p>引き続きどうぞよろしくお願ひいたします。</p> <p>本日は大変お忙しい中、出席いただき誠にありがとうございました。</p> <p>お疲れ様でした。</p>